

アレルギー疾患の学校病指定に関する意見書

長引く景気の低迷により、義務教育費の父母負担は年々重くなっている中、父母にとって、児童・生徒の3割が罹患していると言われるアトピーなどアレルギー疾患は経済的に悩みの種となっております。特に、低所得者にとっては、アトピーなどアレルギー疾患が学校病に指定されていないことから、医療費が就学援助の対象にならず、大変な負担となっております。

5月30日、財団法人日本学校保健会小委員会は、「伝染性の皮膚疾患、アレルギー疾患及び皮膚の状態等に注意し、とりわけ慢性疾患については就学時期を超えて長期にわたり療養を必要とするものもあるため、こうした観点からの事後措置が必要である」と、文部科学省に報告書を提出したところであります。

よって、政府におかれては、アトピーなどアレルギー疾患についても、学校保健法第17条の政令で定める学校病に指定して就学援助の対象とし、経済的理由により就学困難な児童・生徒に対する検査や治療、アレルギー除去食への援助が早期に実現されるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年9月24日

(提出先)内閣総理大臣、文部科学大臣